

指摘箇所	委員	No.	意見内容
答申書 (案) 記	栗原委員	1	「・・・解決できる総合相談支援体制を構築する必要があります。」⇒ 「・・・解決できる総合相談体制を市役所内に構築する必要があります。」 市役所が総合相談支援体制を構築する主体者であることを明記してください。詳細は「本庄市地域福祉審議会 答申書（案）への意見」を参照してください。
		2	「重層的支援体制整備事業」について、内容説明などを付帯意見に付記してください。「本庄市地域福祉審議会 答申書（案）への意見」を参照してください。
	小暮委員	3	答申書に、 ①令和4年度に「重層的支援体制整備事業」を導入する準備を進める。 ②令和5年度に「重層的支援体制整備事業」を導入する。 と明記することがよいと考えます。この事業は地域福祉計画を政策的、財政的にリードし、後押ししてくれるものです。この事業を導入することにより「ふくしの杜ほんじょうプラン21」は前に進むと考えます。
付帯意見 基本戦略 1	金井委員	4	【〇1つ目のあとに追加】 令和3年4月1日に社会福祉法が改正され重層的支援体制整備事業が創設されました。ロードマップで第3期に位置づけられている日常生活圏域の機能集約センターを前倒しして市内4地区に設置するよう市に働きかけるとともに、社会福祉協議会が中心となり市内の社会福祉法人等と連携してその推進体制づくりに努めてください。
		5	【〇4つ目に追加】 また、災害時には市内の社会福祉法人等が策定する事業継続計画（BCP）の支援体制や一般避難所へ派遣されるDWA T（災害福祉支援チーム）と災害ボランティアセンターとの連携を図るよう取り組みを強化してください。
付帯意見 基本戦略 2	宮里委員	6	サロン会場までの足を考えて頂きたい。 会場があって「行きたいがそこまで行けない」そんな人達のために、はにぼん号のドア to ドアの検討、移送ボランティアの育成などに積極的に取り組んで頂きたいと思います。移送ボラができる市民が手を挙げても、移送中などに何かあったらとの心配でしりごみしているという声も聞きます。このやる気を後押しするのが行政や社協の役目だと思います。是非取り組んでいただきたいと思います。 又、農村部ではスーパーもコンビニもなく、免許返納後の生活に不安や活動範囲の制限を受ける悩みを抱える人も多いので、このような人たちへの支援も同時に考えて頂きたい。 渋川市では社会福祉協議会が中心になり、タクシー会社を使つての「あいのり」の買い物支援をしています。本庄市も社会福祉協議会が核となって移送支援を検討して欲しいと思います。 個人宅でサロンを運営しています。緊急事態宣言下では三密を避け、

			<p>人数制限をして開催してきました。</p> <p>包括から「どこか行きたいけれど行くところがない。はにぽん号の停留所からも歩けない人だが、みてもらえないか」という連絡があり、1名は往復、もう1人は来るときは娘さんが送ってくれるので帰りのみの送迎をしています。</p> <p>声を上げないだけで、このような人は他にも沢山いるとおもいますので、是非実現できるようにすすめて頂きたいと思います。</p>
付帯意見 基本戦略 4	栗原委員	7	<p>「・・・本庄市社会福祉協議会の運営基盤の強化に取り組んでください。」⇒「・・・本庄市社会福祉協議会の民間機関としての独立性を強化し、運営基盤が強固になるように取り組んでください。その第一歩として、民間の社会福祉を取りまとめる立場に相応しいリーダーの育成が望まれます。その後に現在の兼任関係を解消する期間のめどを設定し、会長が市長との兼任を解消できるように努めて下さい。」</p> <p>県内において、市と社会福祉協議会の代表を兼任するケースは少なくなっています。</p>